

## 政 治・経 済

[ I ] 次の文章を読み、下の設問（設問1～設問8）に答えよ。 (50点)

日本国憲法は、第76条1項で、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」と定めている。大日本帝国憲法下とは異なり、(ア)裁判所を設置することは、日本国憲法第76条2項によつて禁じられている。裁判所が行う裁判は、原則として(イ)がとられており、この原則に従つて、国民が裁判所の判決に不服な場合は、異なる階級の裁判所で3回まで裁判を受けられる。また、裁判所には、一切の法律、命令などが日本国憲法に適合するか否かを決定する違憲立法審査権が認められている。

裁判所の頂点にある最高裁判所は、違憲立法審査権を有する(ウ)裁判所と位置づけられており（第81条）、この意味で、憲法の番人とよばれている。公正な裁判を行い、基本的人権の保障を確保するためには、裁判所が、立法権や行政権の支配や介入を受けず、独立していなければならない。この司法権の独立を保障するために、最高裁判所は、日本国憲法によって2つの権限を与えられる。また、最高裁判所の裁判官は、国民審査によって適任かどうかを直接審査される。この国民審査の制度の目的には、裁判官の適否を直接国民に判断させることが含まれている。

日本国憲法第76条3項は、「すべて裁判官は、その(エ)に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ(オ)される」と定めている。一人一人の裁判官が公正な裁判を行うためには、裁判所の外部や上級の裁判所の裁判官からの干渉を受けないことが必要だからである。さらに、裁判官については、日本国憲法第78条によって身分保障が規定されている。このような裁判官を登用するにあたって、日本では、当初から裁判官として登用し、養成していくという制度をとるが、これとは異なる制度をとる国もある。

日本では、司法制度が抱えている問題を改善するために、司法制度改革が進められてきたが、その一環として、裁判員制度が導入された。これは、法律の専門

家ではない一般市民の感覚を裁判に反映させ、国民の司法への関心や理解・信頼を深めることおよび裁判の迅速化を目的として、2004年に成立した「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(裁判員法)に基づいて作られた制度である。裁判員は、裁判員法によって（カ）義務を課されており、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密をもらすことは許されない。

【設問1】文中の（ア）～（カ）に入る最も適切な語句を、解答欄I-甲のア～カに記入せよ。ただし、ア、ウ、エ、オは憲法上の語句を記入せよ。

【設問2】下線部①に関連する次の記述について、正しい記述ならば数字の1を、正しくない記述ならば数字の2を、解答欄I-乙に記入せよ。

下級裁判所とは、地方裁判所、家庭裁判所、行政裁判所および簡易裁判所の4種類の裁判所をさす。

【設問3】下線部②に関連して、次の文章の（A）と（B）に入る最も適切な語句を、下の語群から1つ選び、その番号を、解答欄I-乙のAとBに記入せよ。

最高裁判所の判例には、基本的人権を制約する際の違憲審査は、二重の基準論という考え方に基づいて審査するものがみられる。二重の基準論とは、アメリカの判例理論に基づく考え方であるが、これによれば、（A）は（B）に比べて優越的地位にあり、違憲判断の際には、（A）は（B）よりも厳格な基準によって審査されなければならないとされる。

[語群]

- |          |        |          |
|----------|--------|----------|
| 1. 人身の自由 | 2. 平等権 | 3. 経済の自由 |
| 4. 参政権   | 5. 受益権 | 6. 精神の自由 |

【設問4】下線部②に関する記述として最も適切なものを、次の1～4のうちから1つ選び、その番号を、解答欄I-乙に記入せよ。

1. 最高裁判所は、下級裁判所の裁判官の指名権をもつ。
2. 最高裁判所の規則制定権は、裁判所の内部規律を定める権限であるため、検察官は規則に従わなくてもよい。
3. 最高裁判所は、下級裁判所の裁判官の報酬を減額できる。
4. 最高裁判所は、下級裁判所の裁判官の解任権をもつ。

【設問5】下線部③に関する記述として、次の文章の（C）と（D）に入る最も適切な語句を、下の語群から1つ選び、その番号を、解答欄I-乙のCとDに記入せよ。

最高裁判所の裁判官についての国民審査は、その任命後初めて行われる（C）議員総選挙の際に実施される。この場合、ある裁判官を投票者の多数が不適任と判断すれば、その裁判官は罷免される。白紙投票は、（D）とみなされる。

[語群]

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 1. 参議院 | 2. 信任  | 3. 衆議院 |
| 4. 不信任 | 5. 代議院 | 6. 無効  |

【設問6】下線部④に関する記述として、次の文章の（キ）と（ク）に入る最も適切な憲法上の語句を、解答欄I-甲のキとクに記入せよ。

日本国憲法によれば、最高裁判所の裁判官以外の裁判官は、「裁判により、（キ）のために職務を執ることができないと決定された場合」や、「（ク）の議員で組織する弾劾裁判所」によって罷免を可とされた場合にのみ罷免される（第64条、第78条）。

【設問7】下線部①に関連して、次の文章の（ E ）と（ F ）に入る最も適切な語句を、下の語群から1つ選び、その番号を、解答欄I-乙のEとFに記入せよ。

日本のように、裁判官を最初から裁判官として登用して養成する制度は、（ E ）とよばれる。これに対して、裁判官を、弁護士などの法律専門家として一定期間の社会経験を積んだ人から登用する（ F ）という方法を採用する国もある。（ F ）の方法が日本でも実施されることが望ましいとの意見もあるが、採用には至っていない。

[語群]

- |          |         |              |
|----------|---------|--------------|
| 1. 賦課方式  | 2. 法曹一元 | 3. アダムズ方式    |
| 4. 一国二制度 | 5. 成果主義 | 6. キャリア・システム |

【設問8】下線部②に関連して、次のa～eの記述について、正しいものには数字の1を、正しくないものには数字の2を、解答欄I-乙のa～eに記入せよ。

- a. 裁判員裁判の評決においては、被告人が有罪か無罪かの決定は行われるが、量刑についての判断は行われない。
- b. 裁判員候補者に選ばれた人は、どのような理由があっても、裁判員への就任を辞退することはできない。
- c. 裁判員は、選挙人名簿をもとに作られる裁判員候補者名簿から事件ごとに無作為に選ばれる。
- d. 国会議員は裁判員になることができないが、自衛官は裁判員になることができる。
- e. 裁判員裁判の評決は、裁判官を含めた多数決で行われる。

[Ⅱ] 次の文章を読み、下の設問（設問1～設問6）に答えよ。 (50点)

一国内で一定期間に生み出された付加価値の合計を（ア）といい、国内での総生産額から中間生産物の額を差し引いて計算される。（ア）は、生み出された付加価値を生産面からとらえたものであるのに対し、分配面からとらえたものを（イ）といい、支出面からとらえたものを（ウ）という。これらのそれぞれの額は、理論上一致し、これを（エ）の原則という。

国内で実際に経済活動を行うのは、家計、企業、政府といった経済主体であり、  
①これらの経済主体間の財・サービス、貨幣の流れ全体のことを（オ）とよぶ。  
家計は、企業や政府に労働力、資本、土地などを提供するかわりに、賃金、利子、  
地代の形で所得を得る。所得から税や社会保険料などの非消費支出を差し引いた  
額を（カ）所得といい、これが財・サービスの消費や貯蓄に使われる。消費者  
者が得た所得のうち、どの程度消費に向けるのかを示した割合を平均（キ）  
という。

また政府は、家計や企業から徴収した租税をもとに、さまざまな政策を実施し、  
②この経済活動を調整する役割を担う。政府の役割のひとつとして所得格差の是正  
がある。資本主義経済では、富の偏りが生じることがあるため、それを是正する  
ために、政府は社会保障などを通じて家計の直面する所得の変動リスクを緩和す  
る。また、租税の課税方式のひとつである累進課税なども所得の再分配の効果を  
もたらす。

【設問1】文中の（ア）～（キ）に入る最も適切な語句を、解答欄Ⅱ－  
甲のア～キに漢字で記入せよ。

【設問2】下線部②に関連して、次の文章の（ A ）～（ C ）に入る最も適切な語句を、下の語群から1つ選び、その番号を、解答欄II-乙のA～Cに記入せよ。

一国の経済活動をとらえる指標のひとつである国富は、国民資産のうち土地などの（ A ）と、（ B ）の合計に等しく、国民資産から（ C ）を差し引いたものである。

[語群]

- |         |         |          |
|---------|---------|----------|
| 1. 補助金  | 2. 金融資産 | 3. 最終生産物 |
| 4. 廉価   | 5. 実物資産 | 6. 負債    |
| 7. 対外投資 | 8. 貸付   | 9. 対外純資産 |

【設問3】下線部⑤に関連して、次の文章の（ D ）～（ G ）に入る最も適切な語句を、下の語群から1つ選び、その番号を、解答欄II-乙のD～Gに記入せよ。

財は、大別すると希少性がなく誰もが代金を支払うことなく十分に利用できる（ D ）財と、希少性があり売買や所有の対象となる（ E ）財とがある。売買や所有の対象となるものは、さらにわれわれが欲望を満たしたり日常生活に用いたりする（ F ）財と、他の財を生産するために使われる生産財とに分けられる。非競合性と非排除性という性質をもつ財を（ G ）財という。

[語群]

- |        |         |        |
|--------|---------|--------|
| 1. 経済  | 2. 多様   | 3. 多数  |
| 4. 代替  | 5. 補完   | 6. 自由  |
| 7. 消費  | 8.マイナスの | 9. 自然  |
| 10. 政府 | 11. 公共  | 12. 分配 |

【設問4】下線部④に関連して、次の文章の（H）と（I）に入る最も適切な語句を、下の語群から1つ選び、その番号を、解答欄II-乙のHとIに記入せよ。

税には、国税と地方税があり、それぞれに直接税と間接税がある。（H）は、国税の間接税にあたり、（I）は、地方税の直接税にあたる。

[語群]

- |          |        |          |
|----------|--------|----------|
| 1. 贈与税   | 2. 酒税  | 3. 相続税   |
| 4. 軽油取引税 | 5. 事業税 | 6. 地方消費税 |

【設問5】下線部⑤に関連して、次の文章の（J）～（M）に入る最も適切な語句を、下の語群から1つ選び、その番号を、解答欄II-乙のJ～Mに記入せよ。

アメリカの（J）は、所得の不平等を表すグラフを提唱した。このグラフでは、縦軸に（K）、横軸に（L）をとると、所得が完全に平等ならば、（J）曲線は原点を通る45度の直線（均等分布線）となり、不平等になるほどこの直線から右下へ遠ざかるように弓型の曲線となる。均等分布線より下の総面積に対する、均等分布線とこの曲線とで囲まれた範囲の面積の比率を、（M）係数とよぶ。

[語群]

- |           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 1. 賢蓄額    | 2. 所得累積比率  | 3. 消費支出   |
| 4. 相対的貧困率 | 5. 世帯数累積比率 | 6. 総資産額   |
| 7. シュンペータ | 8. セン      | 9. ローレンツ  |
| 10. ジニ    | 11. エンゲル   | 12. シュワーベ |

【設問6】下線部②に関連して、次の文章の（ク）に入る最も適切な語句を、  
解答欄II-甲の（ク）に漢字で記入せよ。

所得が高い人など、高い租税負担能力がある人に、高い税負担を求める公  
平性を（ク）的公平という。

〔Ⅲ〕 次の文章を読み、下の設問（設問1～設問6）に答えよ。 (50点)

戦前の日本経済で大きな役割を果たした、同族を中心とする企業集団である（ア）は、日本の敗戦にともなって解体された。しかし、戦後には、旧銀行系の第一勧業・（イ）・芙蓉、およびその他の主要な企業である三菱・（ウ）・住友が「六大企業集団」とよばれるグループを形成した。こうした企業集団内のつながりは、系列金融、原材料の供給販売などのほかに、経営者同士の人的な結びつきにもとづいて形成される「（エ）会」を通じて強化された。また、株式の持ち合いも集団の結束を高めることに役立った。<sup>④</sup>

株式の持ち合いとは、会社同士が相互に株式を持ち合うことをさす。株式を持ち合う目的は、集団の結束を維持・強化するためであり、（A）はそれほど重視されていなかった。しかし1990年代以降は、株価の（B）を背景に銀行を中心に持ち合いを解消する動きが広がった。その後、（A）を重視し、企業の体制や経営状態を詳細にチェックすることを望む金融機関、事業法人、外国法人などが日本企業に出資するケースも増え始めた。このように、法人として株式を所有する株主は（C）とよばれる。

また、日本企業の経営にかかわる海外の投資家が増えると、日本企業の役職名やその権限の分かりづらさが指摘されるようになった。こうした指摘にこたえるため、日本の企業の中にはアメリカにならい、最高経営責任者という意味の（オ）という肩書を用いるものがある。また、最高執行責任者という意味の（カ）や、最高財務責任者という意味の（キ）という肩書も用いられる。しかし、こうしたアメリカ企業由来の肩書をあてる役職に関する規定は日本の会社法に存在しないため、日本企業においては（D）に決定される。

企業同士の結合は、より直接的な形でも行われ、さまざまな企業が吸收・合併の末に巨大化し複合企業となっていく例もあった。アメリカではこのような巨大企業が1960年代ごろから次々と誕生した。日本では1997年に独占禁止法が改正され、戦後長らく禁止されていた持株会社の設立が原則自由化された。持株会社は（ク）カンパニーともよばれる。

【設問1】文中の（ア）～（ク）に入る最も適切な語句を、解答欄III－甲のア～クに記入せよ。ただし、（オ）～（キ）は、アルファベットで記入せよ。

【設問2】文中の（A）～（D）に入る最も適切な語句を、次の語群から選び、その番号を、解答欄III－乙のA～Dに記入せよ。

[語群]

- |           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 1. インサイダー | 2. 機関投資家 | 3. 公共企業体 |
| 4. 投資利回り  | 5. 上場    | 6. 廃止    |
| 7. 預金     | 8. 贈与    | 9. 上昇    |
| 10. 急落    | 11. 段階的  | 12. 強制的  |
| 13. 自由    | 14. 不法   | 15. 売上   |

【設問3】下線部③に関連して、次の文章の（i）と（ii）に入る最も適切な語句の組み合わせを、下の1～4のうちから1つ選び、解答欄III－乙に記入せよ。

複数の企業が、通常の取引にとどまらず、資本などの面で相互に結合した形態を「企業系列」とよぶ。大企業同士が結びついたものは「(i)の系列化」、大企業と中小企業が結合したものは「(ii)の系列化」とよばれる。

- |           |         |
|-----------|---------|
| 1. (i)タテ  | (ii)ヨコ  |
| 2. (i)ヨコ  | (ii)タテ  |
| 3. (i)親会社 | (ii)下請け |
| 4. (i)下請け | (ii)親会社 |

【設問4】下線部⑥に関連して、次のa～dの記述について、正しいものには数字の1を、正しくないものには数字の2を、解答欄III-乙のa～dに記入せよ。

- a. 複合企業は、同業種・同産業に属する企業同士が結合するかたちで誕生する。
- b. 英語で複合企業をコングロマリットとよぶ。
- c. 複合企業は、名門企業の買収や乗っ取りに企業内部の余剰資金を投入して成立した。
- d. 複合企業の特徴のひとつは、一部門が不振であっても他部門が好調であれば危機が分散されることである。

【設問5】下線部⑥に関連して、アメリカの複合企業の例として最も適切なものを、次の1～8のうちから2つ選び、解答欄III-乙に記入せよ。

- |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 1. U N U | 2. G & W | 3. I T T | 4. E C B |
| 5. I W C | 6. G C C | 7. A R F | 8. T N C |

【設問6】下線部②に関連して、次の文章の（ E ）と（ F ）に入る最も適切な語句を、下の語群から選び、その番号を、解答欄III-乙のEとFに記入せよ。

持株会社とは、グループ内の他の企業の株式を所有して、集団全体の核となっている企業をさす。製品の生産やサービスの提供を行うことが目的ではなく、他の企業の株式を保有することで、それらを（ E ）することを中心とする事業とする。

持株会社が日本で1997年に解禁された背景には、長引く不況とともに日本に押し寄せる外国金融に対抗できる金融機関を育成しようとするねらいがあった。そのため、当初は銀行や（ F ）による金融持株会社が多く設立されたが、現在ではさまざまな業種で導入されている。

[語群]

- |         |         |         |          |
|---------|---------|---------|----------|
| 1. 独占   | 2. 排除   | 3. 懐柔   | 4. 支配    |
| 5. 保険会社 | 6. 信用金庫 | 7. 証券会社 | 8. 消費者金融 |